

# 資料編

- 高千穂町防災関係機関一覧表 [第1編第3節関係]
- 高千穂町防災会議条例(写) [第1編第3節関係]
- 高千穂町の自然的要因 [第1編第4節関係]
- 高千穂町の災害の記録 [第1編第4節関係]
- 高千穂町災害対策本部条例(写) [第2編第2章第6節関係]
- 高千穂町防災行政無線局設置に関する条例(写) [第2編第2章第13節関係]
- 高千穂町防災行政無線及び光ケーブルネットワーク運営協議会規則(写)  
[第2編第2章第13節関係]
- 高千穂町防災行政無線局管理運用規則(写) [第2編第2章第13節関係]
- 高千穂町内の要配慮者利用施設一覧 [第2編第2章第14節関係]
- 高千穂町指定避難所の設備等 [第2編第3章第9節関係]
- 高千穂町内の建設・建築業者 [第2編第3章第9節関係]
- ボランティアの受入れ窓口と体系 [第2編第3章第17節関係]
- 高千穂町内の文化財の状況 [第2編第3章第19節関係]
- 災害弔慰金の支給等に関する条例(町条例写) [第2編第4章第4節関係]
- 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(町規則写)  
[第2編第4章第4節関係]
- 災害弔慰金関係諸様式類(様式第1号～第16号写)
- 高千穂町災害見舞金支給規程(写)
- 高千穂町が締結している協定等
- 宮崎県が締結している協定等
- 【参考】宮崎県消防相互応援協定書
- 【参考】宮崎県市町村防災相互応援協定

## 高千穂町防災関係機関一覧表

関係団体名	所在地	電話番号
宮崎県庁	宮崎市橘通東2-10-1	各課直通
県庁危機管理局	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7064
県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江（宮崎空港内）	0985-56-0586
延岡土木事務所	宮崎県延岡市愛宕町2丁目15	0982-21-6143
国土交通省延岡河川国道事務所	延岡市大貫1丁目2889	0982-31-1155
西臼杵支庁	高千穂町大字三田井22	0982-72-2181
宮崎県教育庁北部教育事務所	宮崎県延岡市愛宕町2丁目15	0982-32-6116
高千穂保健所	高千穂町大字三田井1086-1	0982-72-2168
高千穂警察署	高千穂町大字三田井1200-1	0982-72-0110
西臼杵広域行政事務組合消防本部	高千穂町大字三田井1346-1	0982-82-2900
高千穂町消防団(防災電話)	高千穂町大字三田井13	0982-72-2419
高千穂町社会福祉協議会	高千穂町大字三田井750-7	0982-72-3663
西臼杵郡医師会	高千穂町大字岩戸72-1	0982-73-2120
高千穂地区建設業協会	高千穂町大字三田井86-2	0982-72-3128
高千穂町商工会	高千穂町大字三田井778	0982-72-2350
西日本電信電話株九州宮崎事業部	宮崎市広島1丁目5-3	0985-23-8701
宮崎交通株延岡営業所	延岡市大武町1323-80	0982-32-3341
九州電力送配電株延岡配電事業所	延岡市東本小路96番地2	0120-986-701
高千穂郵便局	高千穂町大字三田井27-2	0982-72-2615
高千穂地区農業協同組合	高千穂町大字三田井1	0982-73-1300
西臼杵森林組合	高千穂町大字三田井1063-23	0982-72-3637
高千穂町教育委員会	高千穂町大字三田井13	0982-73-1205
高千穂小学校	高千穂町大字三田井122	0982-72-3251
岩戸小学校	高千穂町大字岩戸1082	0982-74-8204
押方小学校	高千穂町大字押方561-1	0982-72-2239
上野小中学校	高千穂町大字上野4956	0982-77-1004
田原小学校	高千穂町大字河内36	0982-75-1031
高千穂中学校	高千穂町大字三田井939-6	0982-72-4121
日之影町役場総務課	日之影町大字岩井川3398-1	0982-87-3900
五ヶ瀬町役場総務課	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670	0982-82-1700
延岡市消防本部総務課	延岡市野地町5丁目2761	0982-22-7103

高千穂町防災会議条例

(昭和37年12月25日) 条例第30号

改正 平成12年 3月24日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第16条第18項の規定に基づき、高千穂町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、災害対策基本法に準ずる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は次ぎの各項に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高千穂町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 高千穂町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの。
  - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの。
  - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命するもの。
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの。
  - (5) 教育長。
  - (6) 消防団長。
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの。
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、6人及び2人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

## 傾斜度面積

(単位：k m<sup>2</sup>・%)

傾 斜 度	高 千 穂 町	西 白 杵 郡
0度 ～ 3度	4 ( 1.7)	12 ( 1.8)
3度 ～ 8度	— ( —)	1 ( 0.1)
8度 ～ 15度	2 ( 0.8)	6 ( 0.9)
15度 ～ 20度	23 ( 9.7)	40 ( 5.8)
20度 ～ 30度	75 (31.5)	201 (29.3)
30度 ～ 40度	125 (52.5)	378 (55.1)
40度 以上	9 ( 3.8)	49 ( 7.1)

《注》 ( ) 内は構成比 (%)

資料：土地分類図 (経済企画庁)

## 主要山岳及び峠

(単位：m)

標 高	主 要 山 岳 分 類
1,800	▲祖母山 1756.4 ▲障子岳 1709 ▲親父山 1644.2 ▲本谷山 1642.8 ▲古祖母山 1633.1
1,600	▲国観峠 1486
1,400	▲諸塚山 1341.5 ▲筒ヶ岳 1292.9 ▲二ツ岳 1257 ▲赤川浦岳 1232 ▲尾平越 1214
1,200	▲四季見原 1200 (すこやか森キャンプ場) ▲黒原越 1118 ▲乙野山 1100.9 ▲國見岳 1087.9 ▲道元越 1027.8
1,000	▲七つ山越 1000 ▲追越 1005 ▲湾洞越 1010 ▲二上山 1082 ▲渡内越 990 ▲玄武山 974.3 ▲崩野峠 854
800	▲焼山寺山 796.1 ▲鳥帽子岳 808.8 ▲鞍掛山 742 ▲上野岳 755.8 ▲大平山 710.3 ▲四恩岳 675 ▲高尾山 650 ▲上野山 630 ▲天香山 605
600	▲国見ヶ丘 513 ▲鳥岳 514.8 ▲岩戸越 460 ▲河内地区 460 ▲上野地区 410 ▲くしふる峰 412
400	▲高天原 382 ▲四皇子峰 390 ▲三田井 325 ▲岩戸地区 340
200	▲高千穂峽 213

## 主要河川

(単位：km)

水系名	河川名	幹支川の別	延長
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	幹川	86.3
〃	秋元川	1次支川	5.9
〃	岩戸川	1次支川	15.5
〃	土呂久川	2次支川	5.5
〃	跡取川	1次支川	6.5
〃	上野川	1次支川	6.0
〃	下野川	2次支川	3.0
〃	河内川	1次支川	6.4
〃	田原川	2次支川	4.2
〃	川走川	1次支川	0.6
〃	布平川	1次支川	0.3
〃	大内川	1次支川	0.5
〃	神代川	1次支川	3.0
〃	小又川	2次支川	2.5
〃	狩底川	2次支川	0.4
〃	菅の谷川	1次支川	0.4
〃	芋洗谷川	1次支川	0.5
〃	指野川	2次支川	0.8
〃	小河内川	2次支川	0.7
大野川 (大分県)	大野川	幹川	5.0

## 気象概況

年次	平均気温 (°C)			気温の極値 (°C)		降水量 (mm)	
	最高	最低	平均	最高	最低	計	日最大
昭和60年	20.1	9.8	14.0	32.3	-9.2	2,420	152
平成5年	19.3	9.3	13.9	31.9	-6.2	3,881	277
平成10年	21.2	11.2	15.7	34.6	-9.8	2,521	238
平成15年	20.3	9.5	14.3	35.1	-5.9	2,573	207
平成20年	19.6	9.3	13.9	34.2	-7.2	2,327	141
平成21年	20.6	9.5	14.4	33.2	-6.2	1,458	80
平成22年	20.0	9.7	14.3	34.2	-6.5	1,866	92
平成23年	19.5	9.3	13.8	33.5	-6.8	2,737	288
平成24年	19.1	9.2	13.6	34.4	-9.6	3,077	254
平成25年	20.2	9.3	14.3	36.2	-7.3	2,014	312
平成26年	19.6	9.1	13.8	34.4	-7.4	2,298	163
平成27年	20.1	9.9	14.4	35.3	-4.6	2,382	139
平成28年	20.8	10.7	15.2	36.5	-8.4	2,496	127
平成29年	19.9	9.3	14.1	34.8	-7.7	2,068	211
平成30年	20.2	9.6	14.4	35.2	-7.9	2,780	253
令和元年	20.5	10.2	14.8	33.8	-5.1	2,088	113

資料：気象庁（過去の気象データ）

## (1) 台風災害の記録

年 月 日	原因		被害の概要	
平成 4年 8月 8日 時間雨量 30mm 累加雨量 248mm	台風10号	町内全域	住宅被害 半壊 2棟 一部損壊 56棟 床下浸水 1棟 農地被害 田 7箇所 畑 2箇所 文教施設(非住家) 4箇所 道路被害 28箇所 被害総額 422,400千円	
平成 5年 8月 9日 時間雨量 73mm 累加雨量 408mm (9日22:00~23:00) 73mm	台風7号	町内全域	住宅被害 全壊 6棟 半壊 1棟 一部損壊 19棟 床下浸水 8棟 農地被害 田 689箇所 畑 308箇所 文教施設(非住家) 4箇所 道路等被害 町道 175箇所 河川 32箇所 被害総額 1,439,100千円	
平成 7年 9月24日 時間雨量 52mm 累加雨量 366mm	台風14号	町内全域	住宅被害 一部損壊 3棟 農地被害 田 273箇所 畑 10箇所 道路等被害 町道 20箇所 橋梁 1箇所 河川 7箇所 水道被害 断水 297戸 被害総額 722,100千円	
平成 10年 10月18日 時間雨量 43mm 累加雨量 267mm	台風10号	町内全域	住宅被害 一部損壊 1棟 農地被害 田 53箇所 畑 9箇所 路等被害 町道 21箇所 河川 2箇所 被害総額 130,550千円	
平成 11年 7月28日	台風5号	町内全域	農地被害 田 7箇所 道路等被害 農道 4箇所 河川 8箇所 被害総額 32,000千円	
平成 11年 8月 3日 時間雨量 33mm 累加雨量 625mm	台風7号	岩戸地区	死者 1名 農地被害 田 6箇所 道路等被害 農道 7箇所 水路 2箇所 被害総額 23,000千円	

平成 16年 8月29日	台風16号	町内全域	住宅被害 半壊 1棟 一部損壊 8棟 農地被害 田 242箇所 畑 68箇所 道路等被害 町道 58箇所 農道 50箇所 河川 22箇所 被害総額 1,090,000千円
平成 16年 9月7日	台風18号	町内全域	住宅被害 一部損壊 18棟 農地被害 田 85箇所 畑 40箇所 道路等被害 町道 16箇所 農道 43箇所 河川 7箇所 被害総額 1,310,000千円
平成 17年 9月7日 時間雨量 41mm 累加雨量 594mm (岩戸五ヶ村)	台風14号		死者 5名 負傷者 2名 住宅被害 全壊 3棟 一部損壊 12棟 床上浸水 5棟 床下浸水 2棟 農地被害 田 620箇所 畑 133箇所 道路等被害 町道 96箇所 農道 58箇所 河川 54箇所 被害総額 3,523,300千円

## (2) 大雨・洪水災害の記録

発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要		
昭和 56年5月3日	集中豪雨による被害	住宅被害	全 壊 半 壊 一部損壊	1棟 1棟 1棟
		人的被害	死 者 軽 傷	1名 1名
		農地被害	田 畑	34箇所 5箇所
		道路被害	農 道 町 道 河 川	13箇所 73箇所 3箇所
		被害総額		182,000千円
平成 2年7月2日	集中豪雨による被害	住宅被害	半 壊	1棟
		農地被害	田 畑	84箇所 10箇所
		道路被害	町 道 林 道 農 道	51箇所 26箇所 16箇所
		崖崩れ		2箇所
		水路崩壊		16箇所
		被害総額		577,200千円



## (3) 火 災

火災の記録について（高千穂町史より）

天正19年（1591年）4月27日、三田井城、高橋元種に内心せる三田井氏家老、甲斐宗摂の兵を合わせて、三田井氏を攻む宗摂、三田井氏の本城に忍び入り、三田井親武の寝所に入り、槍をもって之を刺し火を城に放つ。

明治20年（1887年）4月5日、西臼杵郡長小野次郎方より出火し、三田井町約30戸残らず焼失し、飛び火にて下川登長崎の農家を1戸を焼く。（高千穂町史より）

明治34年（1901年）6月7日 三田井栗毛大火あり。

明治42年（1909年）6月28日 三田井大火、約40戸焼失、損害約10万円

明治42年（1909年）9月15日 河内大火59棟焼失、損害約8万円

大正3年（1914年）12月1日 向山黒仁田約30戸の内26戸焼失

大正15年（1626年）3月28日 民家25戸及び黒仁田神社焼失す。

昭和15年（1940年）2月4日 岩戸笹の都54戸焼失

昭和15年（1940年）3月30日 高千穂町三田井 町143戸焼失

昭和23年（1948年）11月15日 高千穂町三田井 町埋立で21棟焼失  
死者1名 負傷者3名を出し、損害2千万円

昭和26年（1951年）5月28日 高千穂地区警察署全焼、住家2棟焼失  
負傷者2名を出す。

昭和26年（1951年）12月17日 岩戸村 15棟全焼 損害360万円

昭和31年（1956年）2月9日 向山北小学校全焼 損害1千万円

発 生 年 月 日	発生場所	被 害 概 要
昭和 57年12月19日	岩戸 野方野	建 物（住家・畜舎等3棟） 3棟 家 畜（牛） 焼死 1頭 焼損面積 960㎡ 損 害 額 10,000千円 原 因 燃えさし
昭和 63年 3月25日	三田井 町区	建 物（住宅及び店舗等） 6棟 焼損面積 83㎡ 損 害 額 25,538千円 原 因 不 明
平成 14年 8月 6日 ※自衛隊派遣要請有り	岩戸 焼山寺山	林野火災（伐採後の山腹） 焼損面積 15,000㎡ 損 害 額 0千円 原 因 索道のワイヤー摩擦熱

## 高千穂町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例 3 1 号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、高千穂町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 高千穂町災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 高千穂町災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は事務を掌理する。

### (補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

### 附則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

## 高千穂町防災行政無線局の設置に関する条例

平成3年3月29日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、非常緊急事態における通報及び広報活動の能率化を図るために設置した高千穂町防災行政無線局（以下「無線」という。）の業務運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 高千穂町防災行政事務に関する広報活動を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、次のとおり無線を設置する。

- (1) 名称 ぼうさいたかちほちょう
- (2) 送信設備の設置場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町 高千穂町役場内
- (3) 受信設備の設置場所 高千穂町内で町長が必要と認めた場所

(業務)

第3条 無線による通信の業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の情報伝達
- (2) 町の広報に関する通信
- (3) 町の行政上の指導、連絡、啓蒙等に関する通信
- (4) 非常事態の通報及び予告通信
- (5) その他町長が必要と認める事項の通信

2 前項各号の通信については、厳正及び公平で、かつ、迅速でなければならない。

(業務の区域)

第4条 業務の区域は、町内全域を対象とし、受信機の設置された区域とする。

(運営協議会)

第5条 無線局の運営及び通信業務の普遍性を諮るため、運営協議会を設け諮問することができる。

(聴取料)

第6条 無線機を設置した者の加入金、聴取料等の徴収はしないものとし、修理費用等の徴収については、別に規程で定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

## 高千穂町防災行政無線及び光ケーブルネットワーク運営協議会規則

平成3年3月29日

規則第6号

(設置)

第1条 高千穂町防災行政無線局及び光ケーブルネットワークの施設、通信内容の普遍性及び公益性を維持するため、高千穂町防災行政無線及び光ケーブルネットワーク運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 協議会は、通信施設の改善、通信内容及び通信時間帯並びに光ケーブルネットワークの利用料、負担金及び設置基準等、事業の運営につき町民の世論を代表して必要な進言を行い、あるいは町長の諮問に応えるものとする。

(委員)

第3条 協議会は、町長の委嘱する若干名の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の中途から就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長、副会長は、委員の互選によって定める。

4 会長に事故、又はその他の理由により欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席を必要とする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画観光課に置き、必要に応じ総務課消防係と連絡調整を行う。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 高千穂町防災行政無線局管理運用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、郵政大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に次の管理者を置く。

- (1) 総括管理者を置く。
- (2) 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- (3) 総括管理者は、町長とする。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にあるものを充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有するものを指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年12月末日をもって無線従事者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌（様式第2号及び様式第3号）に記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線局業務日誌抄録(様式第4号)を毎年12月までに作成し、総括管理者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第5号)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(提出書類)

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任した時は遅滞なく地方電気通信管理局長に届出をするものとする。また、無線業務日誌抄録は、毎年1月から12月までの期間毎に、期間中における当該事項を記載して速やかに地方電気通信管理局長に提出するものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検(年2回以上)

## 高千穂町内の要配慮者利用施設

## 【医療機関】

	施設名	住 所	電話番号
1	高千穂町国民健康保険病院	三田井435-1	73-1701
2	国見ヶ丘病院	押方1130	72-3151
3	佐藤医院	岩戸72-1	73-2010
4	古賀医院	三田井6170-1	72-6178
5	高千穂産婦人科診療所	三田井1099-14	82-2722
6	岩田歯科医院	三田井107	72-2066
7	上野アイリス歯科	上野264	77-1223
8	黒木明三歯科医院	三田井1119-1	72-2217
9	田上医院歯科	三田井759-1	72-7220
10	田原歯科診療所	田原115-3	75-1746
11	原田歯科医院	三田井1145	72-2316

## 【障がい者・高齢者施設】

	施設名	住 所	電話番号
1	一步会	下野1433	77-1477
2	高千穂焼作業所	岩戸1498-1	76-1866
3	にじいろ	三田井1171-7	83-0707
4	ふれあい作業所あまてらす	岩戸972-1	74-8070
5	グループホームつよし荘	三田井1100-2	74-8070
6	介護老人保健施設神楽苑	押方 1 1 3 0	72-3210
7	特別養護老人ホーム雲居都荘	上野 1 7	77-1034
8	高千穂町地域包括支援センター	三田井 4 3 5 - 1	72-6900
9	グループホーム鶴鶴	押方 1 3 0 3 - 4	72-2384
10	グループホーム高千穂	三田井 3 2 5 8 - 2	73-1878
11	有料老人ホーム皇寿	三田井 3 3 8 0 - 1	72-4611
12	有料老人ホーム鶴鶴	押方 9 4 1 - 1	72-9595
13	社会福祉法人高千穂町社会福祉協議会	三田井 7 5 0 - 7	72-3717
14	デイサービスふきのとう	上野 3 3 8 3 - 4	73-4611
15	デイサービス 皇寿の里	三田井 5 1 5 2 - 1	73-2601
16	デイサービスセンターふじ	三田井6593番地 2	72-2800
17	デイサービスあくた高千穂店	三田井6314番地5	72-9800
18	㈱サン・ルーム デイサービス雲海	三田井6186-5	72-2155

## 【教育機関】

	施設名	住 所	電話番号
1	高千穂小学校	三田井122	72-3251
2	押方小学校	押方561-1	72-2239
3	岩戸小学校	岩戸1076-1	74-8204
4	田原小学校	河内36	75-1031
5	上野小学校	上野4956	77-1102
6	高千穂中学校	三田井939-6	72-4121
7	田原中学校 ※令和3年3月閉校	田原1576	75-1014
8	上野中学校	上野4956	77-1004
9	高千穂高校（延岡しろやま支援学校高千穂校）	三田井1234	72-3111

## 【保育園・幼稚園・その他】

	施設名	住 所	電話番号
1	天岩戸保育園	岩戸4518-2	74-8002
2	中央保育園	三田井1099-13	72-2428
3	押方保育園	押方366-2	72-3632
4	光寿保育園	下野699-4	77-1202
5	旭ヶ丘保育園	上野188-7	77-1876
6	第一高千穂幼稚園	三田井69-1	72-2231
7	木の花幼稚園	三田井1154	72-2487
8	高千穂町子育て支援センター	三田井1447-1	72-4511

## 高千穂町指定避難所一覧

番号	施設名称 所在地	電話番号	収容人数 (人)	給湯施設の 有無	シャワー等 の有無	和室の 有無	管理者	備考
1	自然休養村管理センター 三田井1339-1	72-2777	120	有	無	有	町長	
2	高千穂町武道館 三田井1339-1	72-4723	250	有	有	無	町長	
3	高千穂小学校体育館 三田井122	72-3251	120	無	無	無	校長	
4	押方体育館 押方1291-1	72-3867	150	無	無	無	町長	
5	押方小学校体育館 押方561-1	72-2239	150	無	無	無	校長	急傾斜地
6	下押方公民館 押方5602	72-6820	30	有	無	有	館長	
7	五ヶ村西公民館 押方842	72-2768	30	有	無	有	館長	
8	山附活性化センター 押方1822-1	—	30	有	無	有	館長	急傾斜地
9	三原尾野公民館 押方2819-2	—	25	有	無	有	館長	
10	旧向山北小学校 向山1232-1	72-2361	120	無	無	無	町長	急傾斜地
11	旧向山南校体育館 向山4815-1	72-2517	120	無	無	無	町長	
12	椎屋谷公民館 向山457	72-4250	25	有	無	有	館長	
13	岩戸小学校体育館 岩戸1076-1	74-8204	120	無	無	無	校長	急傾斜地
14	岩戸体育館 岩戸4518-2	74-8004	120	無	無	無	町長	急傾斜地
15	旧上岩戸小学校体育館 上岩戸532	74-8014	120	無	無	無	町長	急傾斜地
16	上野公民館（出張所） 上野4961	77-1001	35	有	無	有	町長	
17	上野体育館 上野4961	—	120	無	無	無	町長	
18	黒口公民館 上野2535	77-1817	25	有	無	有	館長	
19	下野西公民館 下野5163	77-1815	25	有	無	有	館長	



番号	施設名称 所在地	電話番号	収容人数 (人)	給湯施設 の有無	シャワー等 の有無	和室の 有無	管理者	備考
20	田原出張所 河内45	75 - 1111	35	有	無	無	町長	
21	上田原公民館 田原554-5	75 - 1211	49	有	無	有	館長	
22	下田原公民館 田原2079	75 - 1814	50	有	無	有	館長	
23	高岩公民館 田原2989	75 - 1840	17	有	無	有	館長	
24	下河内公民館 河内2626	75 - 1846	42	有	無	有	館長	
25	奥鶴公民館 河内670-10	—	17	有	無	有	館長	
26	旧五ヶ所小学校体育館 五ヶ所697-2	75 - 1344	120	無	無	無	町長	急傾斜地
27	田原小学校体育館 河内36	75 - 1031	120	無	無	無	校長	土石流 急傾斜地
28	旧田原中学校 河内1576	75 - 1014	120	無	無	無	校長	急傾斜地
29	高千穂高校体育館 三田井1234	72 - 3111	200	有	無	無	校長	

※ 上記指定避難所の中には、急傾斜地・土石流危険区域内のものがあるが、避難所までの距離、経路等を鑑み、指定したものである。避難に際し、時間的余裕のある場合は、より安全性の高い避難所から解放する。

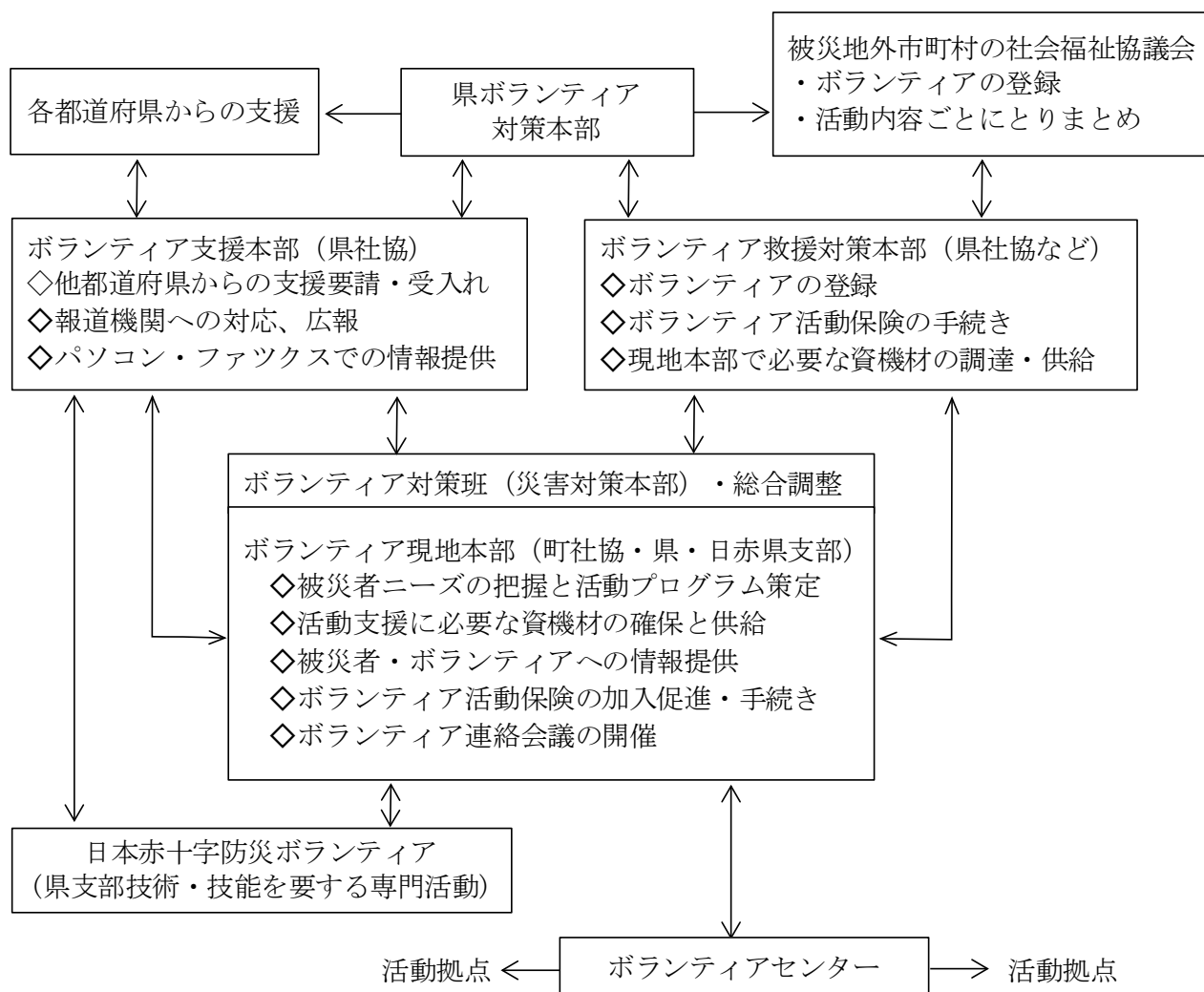
※ 収容人数については、数日間の避難生活が可能人数を記載。

※ この他避難所に関する事項は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める。

## 本町内の建設・建築業者一覧（本町に土木・建築の指名願いが提出されているもののみ）

名称	所在地	電話番号	業種
(有)内田工務店	大字三田井 1647番地	72-6541	土木・建築
木田建設(株)	〃 179番地2	72-4171	土木・建築
栗原建設(有)	〃 4796番地	74-8444	土木
(有)光栄建設	〃 5139番地3	76-1247	土木
高千穂土木(株)	〃 6293番地2	72-2365	土木
中央建設(株)	〃 6085番地11	72-3472	土木
(有)富高産業	〃 5104番地1	74-8151	土木
永田建設(有)	〃 728番地	72-2033	土木・建築
(株)奈須建設	〃 728番地6	72-2038	土木
(株)西臼杵衛生公社	〃 5921番地1	72-2546	土木
(株)ひむか造園土木	〃 6629番地2	72-3828	土木
日吉建機リース(有)	〃 179番地2	72-7131	土木
ヒラヌマ建材(株)	〃 85番地	72-3105	建築
(有)丸九電設	〃 1051番地1	72-2258	土木
(有)丸水工業	〃 3253番地7	72-5713	土木
飯干工業(株)	大字押方 577番地29	72-4302	土木
押方電設(株)	〃 1215番地	72-2409	土木
甲斐土木造園(株)	〃 4123番地1	73-1105	土木
(有)九州植木	〃 577番地31	72-2769	土木
(株)興梶建設	〃 950番地2	72-2321	土木・建築
興梶建設(資)	〃 577番地	72-4733	土木
富高工業(株)	〃 1713番地	72-4550	土木
(株)佐藤興業	大字向山 683番地	72-4545	土木
(株)工藤工務店	大字岩戸 142番地2	74-8317	土木・建築
(株)佐藤工務店	〃 6342番地1	76-1124	土木・建築
(株)竹尾組	〃 692番地イ	74-8234	土木
同盟建設(株)	〃 6343番地1	74-8131	土木
(有)中西工務店	〃 882番地9	74-8691	土木・建築
日新興業(株)	〃 13番地1	74-8124	土木
(株)工藤興業	大字上野 1126番地	77-1144	土木・建築
(株)橋本建装	〃 650番地1	77-1041	建築
松川工務店	〃 258番地7	77-1615	建築
大寺建設(株)	大字田原 1604番地1	75-1019	土木

ボランティアの受入れ窓口と体系



公民館組織の種別及び活動内容

団体名	活動内容
高千穂町公民館連絡協議会	ア 救援物資の配給
	イ 災害情報の収集、報告
	ウ 遺体捜索及び救助の協力
	エ その他災害応急措置
高千穂町公民館女性連絡協議会	炊き出し応援

## 高千穂町内の文化財状況（無形文化財を除く）

指定別	指定区分	文化財名	備	考
国指定	重要有形文化財	鉄造狛犬一対	高千穂神社所有	昭和46. 6. 22 指定
〃	〃	高千穂神社本殿	高千穂神社	平成16. 7. 6 指定
〃	有形文化財	高千穂神社神像四軀	高千穂神社所有	令和 2. 9. 30 指定
〃	名勝天然記念物	五箇瀬川峡谷	高千穂峡一帯	昭和 9. 11. 10 指定
〃	天然記念物	下野のイチョウ	下野 八幡大神社	昭和26. 6. 9 指定
〃	〃	下野のケヤキ	下野 八幡大神社	昭和26. 6. 9 指定
〃	〃	田原のイチョウ	河内 鳴滝神社参道脇	昭和26. 6. 9 指定
〃	〃	拓の滝鍾乳洞	向山黒仁田	昭和 8. 2. 28 指定
国登録	有形文化財	旧田原村役場	河内 NPO法人所有	平成26. 12. 19 登録
県指定	有形文化財	地藏菩薩坐像	上野竜泉寺	平成 9. 10. 23 指定
〃	〃	千手観世音菩薩及び脇侍像	上野竜泉寺	平成 9. 10. 23 指定
〃	〃	鉄造狛犬一対	コミュニティセンター(向山神社寄託)	平成21. 3. 17 指定
〃	〃	鰐口(天授6年銘)	三田井荒立神社	平成30. 9. 10 指定
〃	史跡	吉野朝勤王家 柴原又三郎の墓	芝原神社境内	昭和 8. 12. 5 指定
〃	〃	高千穂町古墳	三田井・押方・向山	昭和10. 12. 5 指定
〃	〃	岩戸村古墳	岩戸・上岩戸	昭和10. 7. 2 指定
〃	〃	田原村古墳	田原・河内・五ヶ所	昭和17. 7. 2 指定
〃	〃	上野村古墳	上野・下野	昭和 8. 6. 23 指定
〃	〃	陣内遺跡	三田井陣内地区	昭和51. 3. 26 指定
〃	天然記念物	福寿草自生地	向山秋元地区	昭和 8. 12. 5 指定
〃	〃	クマガイソウ自生地	押方	平成29. 2. 27 指定
〃	〃	芝原轟口のアスナロ	押方	平成29. 2. 27 指定
町指定	有形文化財	穂觸神社本殿	穂觸神社	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	中畑神社本殿	押方中畑神社	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	二上神社本殿	押方二上神社	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	黒口神社本殿	上野黒口神社	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	押方地藏堂須弥壇	押方地福寺	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	久兵衛橋	上野	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	義雲寺宝篋印塔	向山 椎屋谷	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	梅木山長福寺石塔群	三田井	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	黒仁田六地藏	向山 黒仁田	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	天岩戸神社石灯籠	岩戸 天岩戸神社	平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	天岩戸神社出土品	岩戸 天岩戸神社	昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	鰐口(応永19年銘)	岩戸 個人所有	昭和44. 3. 19 指定

指定別	指定区分	文化財名	備考
町指定	有形文化財	押方地藏堂鰐口	押方 個人所有 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	神面 9 面	三田井 高千穂神社所有 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	神面「尾迫荒神面」	岩戸 個人所有 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	神面「文化 3 年巨寛作」	上岩戸 個人所有 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	仏像 1 体	三田井 梅木山長福寺 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	神像 1 体	岩戸 歳神社 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	一本木横穴墓出土品	コミュニティセンター 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	丸山古墳石棺墓出土品	コミュニティセンター 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	観音像	河内 個人所有 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	三 宝	三田井 高千穂神社 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	大般若経	三田井 徳玄寺 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	高千穂神社文書	高千穂神社 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	岩戸文書	コミュニティセンター所蔵 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	佐藤文書	コミュニティセンター寄託 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	矢津田文書	コミュニティセンター寄託 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	押方文書	押方 個人所有 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	阿波人形の首夕塩座	コミュニティセンター寄託 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	阿波人形の首永の内座	コミュニティセンター寄託 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	新陰流刀法絵巻物	コミュニティセンター寄託 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	馬原文書	コミュニティセンター寄託 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	田部文書	上野 個人所有 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	八幡大神社文書	下野八幡大神社 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	正念寺文庫	上野正念寺 平成 2. 3. 14 指定
〃	史 跡	高千穂太郎の墓	向山 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	押方南平横穴墓	押方 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	春姫登横穴墓	上岩戸 平成 2. 3. 14 指定
〃	〃	十社大明神市ノ正森	高千穂神社前 平成 4. 9. 22 指定
〃	〃	西南の役官軍墓地	三田井城ノ平 平成19. 6. 22 指定
〃	天然記念物	秩父杉	高千穂神社 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	古代イチョウ	天岩戸神社 昭和44. 3. 19 指定
〃	〃	田原熊野神社のケヤキ	田原熊野神社神社 平成28. 8. 1 指定
〃	〃	キレンゲショウマ自生地	押方 平成29. 9. 29 指定

## 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月25日  
条例第12号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 町民が、令第1条に規定する災害又は宮崎県の災害弔慰金の補助対象となる災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じた者である場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- |  |       |
|--|-------|
| ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合   | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合  | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合  | 350万円 |
- (1) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合              | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）    | 250万円 |

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(規則で定める場合は5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



## ○ 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第12号は、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前半（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込者を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。  
（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払の猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

**第5章 補則**

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は別に定める。

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第1号

診 断 書

氏 名				生年月日	年	月	日	性別	男・女
傷 病 名				負傷発病年月日	年	月	日		
障害の部位				初 診 年 月 日	年	月	日		
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日	年	月	日		
療養の内容及び経過									
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)								
間 接 運 動 範 囲	種類範囲								
	部位								
			右						
			左						
			右						
			左						
上記のとおり診断します。									局 番
			郵便番号				電話番号		
			病院又は 診療所の	所在地 名 称					
年 月 日			診療担当者 氏 名						印

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長

㊟

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記  
貸付番号 第 号  
貸付金額 円  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年賦 半年賦 月賦  
利 子 無利子

資金をお渡しする日と手続きについて

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場 所

3 ご持参なされるもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

高千穂町長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円
利 子	無利子
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

ついでには、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所  
借受人氏名

印

住 所  
保証人氏名

印

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所  
氏名

印

高千穂町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所  
氏名 ⑩

連帯保証人 住所  
氏名 ⑩

高千穂町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			



資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第8号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長

⑨

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年 月 日から	ヵ月
変更後の償還期間	年 月 日から	年 月 日まで

-----

様式第9号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長

⑨

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

仮 受 人 住所  
氏名 ⑩

連帯保証人 住所  
氏名 ⑩

高千穂町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内 容	回数	期 別 年 月期	元 金	利 子	申請日までの違約金
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第11号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長

㊟

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還元金 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長

㊟

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円) に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

## 様式第13号（第15条関係）

## 災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日 年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・ 月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部一部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受の人相又は続は人	フリガナ			男・女	
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					
高千穂町長 様					
⑩					

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第14号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長 ㊟

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	<u>元 金</u>	<u>円</u>
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	無利子
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過にとり、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第15号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

高千穂町長 ㊟

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

	元 金	円
	利 子	無利子
	違約金	円
	合 計	円

資料編

第2編第4章第4節関係 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則（関係様式）

様式第16号（第17条関係）

氏名等変更届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。  年 月 日  借受人（又は同居の親族）  住 所  氏 名 ㊟  連帯保証人  住 所  氏 名 ㊟  高千穂町長 様			

(参考) 第2条の調査事項

## 災 害 弔 慰 金 支 給 調 査 票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	死亡した年 月 日	年 月 日	住 所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所		備 考
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
		住 所			円
	先順位者の有無	有 ・ 無		同順位者の有無	有 ・ 無
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無
備考	支給した職員				

## ○ 高千穂町災害見舞金支給規程

高千穂町災害見舞金支給規程（昭和46年規程第4号）を次のとおり全部改正する。

（目的）

第1条 この規程は、本町の住民が地震、火災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により被害を受けたときに見舞金を贈り、被災者に対する傷心の慰問を行うことを目的とする。

（適用の基準）

第2条 この規程による見舞金は、別表第1に掲げる認定基準により認定された被害のうち、次の各号に掲げる被害を受けた世帯に対し支給する。

- (1) 住家及び畜舎の全焼、全壊、流出を生じたとき。
- (2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活を営むのに著しい支障を生じたとき。
- (3) 前2号に準ずるとき。
- (4) 死亡又は行方不明者が発生したとき。

（見舞金の額）

第3条 前条第1項第1号から第3号に係る見舞金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内で支給する。

2 前条第1項第4号に係る見舞金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内で支給する。

3 見舞金の支給順位は、災害弔慰金支給等に関する条例（昭和49年条例第12号。以下「条例」という。）第4条の規定によるものとする。

第4条 見舞金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 条例第3条に規定する災害弔慰金の支給があるとき。
- (2) 災害の原因が、故意又は重大な過失によるとき。

（準用）

第5条 この規程に定めのない事態について町長が特に必要と認めたときは、前条の範囲を超えて見舞金を支給することができる。

2 町長は、見舞金を支給される世帯、遺族又は死亡者等が、町に納めるべき税金、使用料及び手数料等を滞納しているときは、支給する見舞金から納付させることができる。



別表第1（第2条関係）

被害区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。
重傷・軽傷	重傷とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。
世帯	生活を1にしている実際の生活単位をいう。したがって同一家屋内の親子・夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。
全壊 (全流出・全埋没・全焼失を含む)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したものとする。
半壊 (半流失・半埋没・半焼失を含む)	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
床上浸水	浸水がその住宅の床上以上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものとする。
非住家	住家以外の建物をいう。
棟(むね)	1つの独立した建築物をいう。なお、主家に付着している風呂場便所等は主家に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。
畜舎等	畜舎等とは、災害時において現に家畜(牛舎・豚舎・鶏舎を含む)を飼育し、生計を営んでいたことが認められるものであること。

別表第2（第3条関係）

世帯人員		住 家		畜 舎 等	
		2人 世帯まで	3人 世帯まで		
区 分		金額	金額	金額	
全 焼	全 壊	金額	100,000 円以内	左の金額に、1人増す毎に 10,000 円以内を加えた額とする。	100,000 円以内
全 流	全 失				
半 焼	半 壊	金額	50,000 円以内	左の金額に、1人増す毎に 50,000 円以内を加えた額とする。	50,000 円以内
半 流	半 失				
床上浸水					
(注)					
(1) 同一世帯における住家・畜舎の見舞金は、住家の基準により 1 件として支給する。					
(2) 半焼、半壊、床上浸水等に対する見舞金は、全焼、全壊、流失の半額以内とする。					

別表第3（第3条関係）

区 分	金 額
死亡者等と見舞金を支給される遺族が同居していたとき（見舞金を支給される遺族が、別居であって死亡者等に扶養されていた場合を含む。）。	死亡者又は行方不明者 1 名につき 1,000,000 円以内
死亡者等と見舞金を支給される遺族が、別居であって町内に居住しているとき。	死亡者又は行方不明者 1 名につき 100,000 円以内
死亡者等と見舞金を支給される遺族が、別居であって町外に居住しているとき。	死亡者又は行方不明者 1 名につき 50,000 円以内
(注) 死亡・行方不明者に対する災害見舞金を支給する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する条例第4条に準ずる。	

## 高千穂町内の危険物施設

名 称	所 在 地	貯 蔵 物	電話番号
高千穂町			
町立病院	大字 三田井	重油	73-1700
武道館	〃	灯油	72-4723
自然休養村管理センター	〃	灯油	72-2777
コミュニティーセンター	〃	灯油	72-6139
高千穂の湯	〃	灯油	72-7777
温水プール	〃	重油	72-3181
高千穂地区農協			
たかちほ給油所	大字 三田井	ガソリン・灯油・軽油・重油	73-1107
J A農機センター	〃	灯油・重油	
岩戸給油所	大字 岩戸	ガソリン・灯油・軽油	73-2052
玄武山給油所	大字 田原	ガソリン・灯油・軽油	82-2320
タカチホ鋳油	大字 三田井	ガソリン・灯油・軽油・重油	72-3316
小手川石油店	〃	ガソリン・灯油・軽油・重油	72-3918
高千穂新光石油	〃	ガソリン・灯油・軽油・重油	72-3131
ワイエス石油	〃	ガソリン・灯油・軽油・重油	72-7234
竹尾石油店	大字 岩戸	ガソリン・灯油・軽油	74-8531
藤木石油店	大字 上野	ガソリン・灯油・軽油	77-1026
ホームワイク高千穂店	大字 三田井	灯油	72-5522
国民宿舎ホテル高千穂	〃	重油	72-3255
高千穂生コン	〃	軽油	72-3211
たばこ耕作組合	〃	灯油	—
N T T西日本	〃	軽油	—
国見ヶ丘病院	大字 押方	灯油	72-3151
神楽酒造	大字 岩戸	灯油	76-1111
かどや食品	〃	軽油	74-8240
工藤興業	大字 上野	軽油	77-1144
雲居都荘	〃	重油	77-1034
佐藤銃砲火薬店	大字 三田井	火薬類	72-2505

## 高千穂町が締結している災害時応援協定等一覧

No	協定名称	協定締結先	備考
1	消防相互応援協定	熊本県高森町（消防団）	県境での消防活動
2	消防相互応援協定	竹田広域消防組合	県境での消防活動
3	消防相互応援協定に関する覚書	竹田広域消防本部	
4	災害時における災害警備活動の拠点提供に関する覚書	高千穂警察署	
5	高千穂町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	
6	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	日之影町、五ヶ瀬町、西臼杵生コン事業協同組合	生活用水、消防用水の確保
7	災害対策の支援に関する協定	日之影町、五ヶ瀬町、高千穂地区建設業協会	応急復旧、資機材の確保等
8	災害時における要援護者の避難に関する協定	特別養護老人ホーム雲居都荘、有限会社サンルーム九州、高千穂町社会福祉協議会	要配慮者の避難所としての施設利用及び施設までの移送
9	災害時におけるLPガス供給活動に関する協定	宮崎県エルピーガス協会西臼杵支部	避難場所での炊き出しや暖房のためのLPガス供給
10	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社宮崎支店	
11	災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社延岡配電事業所	電力の早期復旧
12	熊本・宮崎県境災害時における相互応援及び相互協力に関する協定	熊本県高森町・山都町、五ヶ瀬町	
13	大規模災害時における相互応援協定	大分県佐伯市・竹田市・豊後大野市、延岡市、日之影町、五ヶ瀬町	

## 宮崎県が締結している協定等一覧

No	協定名称	協定締結先	備考
1	九州・山口9県災害時相互応援	九州8県、山口県	
2	宮崎県市町村相互応援協定	県内市町村	
3	宮崎県消防相互応援協定	県内市町村及び消防本部等	
4	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	都道府県	
5	災害時における交通誘導業務等に関する協定	社団法人宮崎県警備業協会	被災地での交通誘導、警戒等
6	災害時における応急用及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定	宮崎食糧事務所	
7	災害基本法に基づく放送要請に関する協定	NHK宮崎放送局、(株)宮崎放送局、(株)テレビ宮崎、(株)エフエム宮崎	
8	災害時における報道要請に関する協定	9新聞社	
9	災害時における医療救護に関する協定	宮崎県医師会	
10	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定	宮崎県柔道整復師会	
11	災害応急対策に必要な緊急輸送の確保	宮崎県トラック協会	
12	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境保全事業連合会	
13	災害時における廃棄物の処理等	宮崎県産業廃棄物協会	
14	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	プレハブ建築協会	
15	災害時における建築物の応急対策に関する協定	宮崎県建築協会	
16	災害時における電気設備に関する協定	宮崎県電業協会	
17	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県コンクリート協同組合連合会	
18	災害時における飲料水調達業務に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング(株)、南九州ペプシコーラ販売(株)	
19	災害時における物資の調達に関する協定	(株)ローソン	
20	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定	伊藤忠商事(株)、(株)南九州ファミリーマート、伊藤忠エネクス(株)、(株)エコア	
21	災害時における総合的支援に関する協定	宮崎県石油商業組合	燃料供給
22	災害時におけるLPガスの調達に関する協定	宮崎県エルピーガス協会	ガス供給
23	大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	宮崎県建設業協会	
24	災害時における被害状況調査の応援協力に関する基本協定	宮崎県測量設計業協会	
25	災害時における水道の応急対策に関する協定	宮崎県管工事協同組合連合会	

## 宮崎県市町村防災相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法〔昭和36年法律第223号。以下「法」という。〕第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車輛及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続き)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に

資料編

必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通をほゆうするものとする。

平成8年8月29日

記名押印 [略]

## 宮崎県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。

なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通知するものとする。

（応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。



資料編

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあつてはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定(昭和42年9月11日締結)は、廃棄する。

この協定の締結を証するため、本書47通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成7年6月19日

記名押印 [略]